

第6回石巻市都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成24年3月16日(金) 午後2時～午後3時
- 2 場 所 石巻市役所庁議室
- 3 出席者 委員15名中 本人出席14名、代理出席1名
- 1号委員 浅野亨委員、高橋長一郎委員、瀬崎和雄委員、李東勲委員、伊藤正博委員
- 2号委員 西條正昭委員、堀川禎則委員、阿部久一委員、石森市雄委員
- 3号委員 佐々木源委員、佐藤克英委員、菅原真由美委員、平塚恭子委員、三国知彦委員
後藤孝義委員代理西館禎石巻警察署交通課長
- 事務局 亀山紘石巻市長、宮本正行震災復興部次長兼建設部次長
建設部都市計画課：今野昇一課長、木村芳夫技術課長補佐、佐藤一弘技術主幹、
工藤聖子主幹、大山健一主査、渡部秀則主事
震災復興部復興政策課：大塚智也課長
震災復興部基盤整備課：近江恵一課長、後藤寛課長補佐、草刈明彦技術主幹、
御木彩乃技師
- 傍聴者 7名

4 審議会内容

【事務局：木村都市計画技術課長補佐】 会議の開会にあたりまして、皆様をお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますようお願い申し上げます。また、本日の次第「3議事」の審議開始以降は、事務局が行うものを除き写真等の撮影、録画、録音はできませんのでよろしくお願い致します。

会議に先立ちまして、本審議会委員であります石巻警察署の方で人事異動がございましたので新たな委員に委嘱状の交付をいたします。

【市長】 石巻警察署長 後藤孝義殿。石巻市都市計画審議会委員を委嘱します。平成24年3月16日石巻市長亀山紘。どうぞよろしくお願い致します。

【事務局：木村技術課長補佐】 本日は代理出席で、西館交通課長様にご出席していただいております。

それでは、ただいまから第6回石巻市都市計画審議会を開会いたします。はじめに市長よりご挨拶申し上げます。

【市長】 第6回石巻市都市計画審議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。本日は、ご多用中のところ、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。さて、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から1年を経過しましたが、未だに被災した家屋の解体作業が行われ、瓦礫の処理作業が進められている状況にあります。その様な中、昨年12月に策定しました「石巻市震災復興基本計画」に基づき、一日も早い市民一人一人の生活再建のために、社会インフラや住環境の整備、生活再建の基礎となる産業の再生、新エネルギーを活用した最先

端のエコタウンを実現させるため、多くの事業に全力で取り組んで参ります。また、新たな土地利用計画にあたっては、地域の多様性を理解し、地域が担うべき役割を強化する事とおして、住む人、働く人が、豊かで幸せな生活を取り戻すことができるよう努力してまいり所存でございます。本日、委員の皆様には津波により被災した地域の方々の集団移転の受け皿とするため、新蛇田地区を土地区画整理事業として都市計画決定する案件をご審議いただくものでございます。結びに、委員の皆様におかれましては、さまざまな専門分野での視点、あるいは市民としての視点から、忌憚のないご意見、ご所見を賜り、ご審議いただきますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局：木村技術課長補佐】 次に、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の資料につきましては、事前にお送りしております議案書、説明事項資料、石巻市震災復興基本計画の概要版、諮問書の写し、委員名簿の5つになります。そのほか、委員の皆様には、事前に石巻市震災復興基本計画の冊子と、本日お手元のほうに石巻広域都市計画総括図を参考にご用意いたしましたのでご活用願いたいと思います。資料の不足はございませんか。

それでは、議事に入らせていただきます。議長は石巻市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長が務めることとなっておりますので李会長よろしく申し上げます。

【李会長】 皆さんこんにちは。お忙しい中、審議に参加して下さった委員の皆様にはお礼申し上げます。そして、石巻市の都市計画に関心を持って参加して下さった傍聴の方々にもお礼申し上げます。早くも一年が経過いたしました。この会議場も一年前は緊張感が漂う対策本部会議室でありましたが、すっかり元に戻っております。先ほど、市長からの挨拶の中にもありましたが、街はきれいになってはいますが、これからがスタートになっていくこととなります。阪神淡路大震災におきましても、一年経ってから色んな障害、問題が発生しております。ですので、皆さんと一緒に協力をして、審議会を迅速に、なおかつ正確に、公平に行っていきたく希望しておりますので、委員の皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは、まず初めに事務局から本日の審議会の成立について報告願います。

【事務局：今野都市計画課長】 報告いたします。当審議会は石巻市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができないこととなっております。本日は委員15名中13名、代理による出席1名のご出席をいただいておりますので、本日の審議会は成立しておりますことをご報告いたします。なお、浅野亨委員につきましては、所用のため30分ぐらい遅れて出席をなされるとの連絡をいただいております。以上でございます。

【李会長】 ありがとうございます。議事に入らせていただきます。まず第1の説明事項「復興整備計画の概要について」事務局より説明をお願いいたします。

【大塚復興政策課長】 復興政策課長の大塚と申します。はじめに、復興整備計画の説明の前段といたしまして、皆様のお手元にあります石巻市復興基本計画の概要について説明をさせ

ていただきます。

初めに計画書の表紙にスローガンとして掲げております「最大の被災都市から世界の復興モデル都市石巻を目指して、絆と協働の共鳴社会づくり」こちらをスローガンとして掲げております。これは、死者、行方不明者、住宅、産業すべてに渡りまして最大の被災都市であります本市が、平成32年までを復興の目標に定め、市民の皆様をはじめ NPO、企業、国、県等の自治体との絆と協働を共鳴させ新しい市街地、産業の復旧復興を積極的に展開をしていき、世界に誇れる復興モデル都市となることを目指しているところであります。

それでは、1ページをお開きください。1ページの左側にあります震災による被災状況と復興への課題であります。こちらを総括いたしますと死者行方不明者で約3,700名、平野部の約30%が浸水、市内の全住家数約74,000棟中、約4割が全壊、7割以上が被害を受けております。また、沿岸域の工場や事業所、学校、病院等公共施設、あるいはライフライン等都市としての機能が大きく失っている状況が続いていることが挙げられます。

復興への課題といたしまして、こちらにも記載しておりますが、津波を守るための防御施設、命をつなぐ道路ネットワーク、災害時になかなかつながりませんでした通信網、さらには沿岸部の広範囲に渡ります地盤沈下によります内水排除対策といったハード整備、そして津波が来たら逃げるといった防災教育、あるいは避難所の運営体制の見直しといたしました、ソフト整備の両面からの防災減災の街づくりが挙げられます。

また、沿岸域の壊滅的な被災を受けました産業の復興も、石巻の復興の大きな鍵であります。震災以降様々なかたちでご支援を受けました。本市の復旧、復興の第一歩をそれで踏み出してありますが、今後の復旧、復興事業を成し遂げて行くためには、震災を契機に広がりました絆と協働の輪を広げていく必要があります。これらの課題を踏まえまして、復興の基本的な考え方としまして、災害に強い街づくり、産業・経済の再生、絆と協働の共鳴社会づくりの三つを基本理念といたしまして、四つの大綱、皆で築く災害に強い街づくり、市民の不安を解消しこれまでの暮らしを取り戻す。自然への畏敬の念を持ち、自然と共に生きる。未来のために伝統文化を守り、人・新たな産業を育てる。こちらの分野におきまして施策の方を展開していきたいと考えております。

2ページの施策の展開につきましては重点プロジェクトの中で説明をさせていただきます。

次に、3ページの方をお開きください。こちらの方は地区別整備方針であります。こちらは各地区別に本庁エリアは旧北上川を境に東西、総合支所エリアは5つに区分をしたものでございます。まず、市街地の土地利用についてであります。3ページと4ページの真ん中の方に書いておりますけれども、市街地の土地利用につきましては数十年から百数十年に一度発生すると想定される津波に対しましては、海岸防潮堤・河川堤防の整備により防御を図って参ります。

しかし、この守りでは今回のような津波を防御することは困難でありまして、高盛土道路や防潮林により津波を減勢し、さらに高台への避難路や避難ビルの確保を図る多重防御によりまして、災害を最小限にとどめる減災を図って参ります。旧北上川河口部を含む中心市街地につきましては、堤防整備と一体となった街づくりを基本に再開発事業等を行い、にぎわいのある新生中心市街地を目指した土地利用を推進して参ります。海岸防潮堤と高盛土道路に囲まれたエリアにつきましては、安全度の観点から原則、非可住地とし、公園等の整備

や製造業、水産加工業等の集積ゾーンとしての土地利用を推進して参ります。また、高盛土道路から内陸部のエリアにつきましては土地区画整理事業や防災集団移転促進事業によりまして、良好な住環境の創出を図る土地利用を推進して参ります。こちら、3ページ・4ページの図面のほうにありますように防潮堤の高さが記載されておまして、河川堤防につきましてはTP7.2メートル旧北上川の方に書いておりますけれども、7.2メートルから中瀬に差し掛かる辺りから4.5メートル、そして、その後の現状の4.1メートルまですり付けして行くという予定となっております。

また、西部市街地エリアの方にありますけれども南浜地区につきましては、復興のシンボル公園として、また被災者の速やかな生活基盤の形成のため、蛇田地区と新渡波地区ということで、こちらにつきましては新たな市街地を整備する予定でございます。今回お示しておりますのは、蛇田の新市街地の北部部分となります。また、中央地区では市街地再開発事業、稲井地区には防災拠点となります総合運動公園の整備を予定しております。

次に5ページの方をお開きください。沿岸半島部の土地利用になりますが、こちらも市街地と同様に海岸防潮堤の整備の方を推進して参りますが、今回想定されます最大津波への防御は難しく、防災集団移転促進事業によりまして安全な高台や内陸部への居住の場としての土地利用を推進して参ります。また、災害時に孤立しないために骨格道路網の整備は不可欠でありまして、災害に強い道路ネットワークの構築を図って参ります。

次に8ページの方をお開きください。主な重点プロジェクトといたしまして、復旧再生発展を牽引する事業といたしまして、7つの視点からとりまとめたものでございます。

始めに市民の生命を守るためのハード・ソフト両面からの整備を行います、安全・安心プロジェクトでは、海岸保全施設や河川改修等の守りの整備につきましては概ね5年、平成27年度を目標としておまして、また自主防災組織機能強化事業や防災行政無線のデジタル化の統合事業あるいは地域防災計画の改訂事業等ソフト事業やハード事業についても早急に進めて行く予定となっております。次に恒久的な住まいの再建のための住宅再建復興プロジェクトでは、土地区画整理事業、防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業等を進めていくこととしておまして、今回お諮りいたします新蛇田地区はこちらのプロジェクトの中に位置付けられております。なお、災害公営住宅につきましては平成26年度完了を目標にいたしまして計画戸数を当面3,000戸と定めておりますが、住民の意向を踏まえ戸数につきましては随時見直しして参ります。

次に9ページ、街なか再生プロジェクトでは、にぎわいのある中心市街地を再生させるための事業でありまして、市街地再開発事業や水辺の緑のプロムナード事業、石ノ森萬画館復旧事業等を実施して参ります。なお、中心市街地の活性化計画のエリアにつきましては、商業、観光、医療、福祉、あるいはICT等の産業集積区域といたしまして、現在、(仮称)街なか特区の方の申請を行っている状況でございます。

次に、海と大地との共生プロジェクトでは、市管理の34、県の管理漁港の10合わせまして44の漁港の災害復旧事業や水産物地方卸売市場の建設事業のほか、水産業の共同利用施設の復旧事業等を実施して参ります。

なお、石巻港は平成25年度、各漁港は平成27年度、魚市場は平成26年度の完成を目標に定めております。

このほか、10ページの方にあります、コミュニティ活動の再生や絆づくりの推進のための絆作りプロジェクト、災害に強い街づくり、新たな産業の誘致に向けた石巻さきがけプロジェクト、津波の恐ろしさを伝承していくための未来への伝承プロジェクトも合わせて推進をして参ります。こちらの震災復興基本計画につきましては、昨年12月に議会の議決をいただきまして、各種事業の進捗度を高めるため、この後の方に説明いたします東日本大震災復興特別区域法いわゆる復興特区法に基づきます復興推進計画、復興整備計画、復興交付金事業計画の策定作業を現在進めているところでございます。

各事業につきましては、膨大な事業費への財源を確保、そして、住民の方の合意形成、職員のマンパワー体制づくりが必要でございます。今後、各部門別の計画の策定あるいは具体的な政策の実施ということで入っていきます。

今後、多くの方々の意見や提案を頂きながら、より良い復興に向け全庁挙げて取り組んで参る所存でございます。震災復興基本計画の概要説明は以上でございます。

【後藤基盤整備課課長補佐】 私の方からは、今回の事業が東日本大震災復興特別区域法に基づいて行われるものとなっておりますので、お手元の説明事項資料これに基づきまして説明させていただきます。

まず、資料の1ページでございます。復興整備計画の概要についてということで書かせていただいております。昨年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、被災地における復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を目的として、東日本大震災復興特別区域法が平成23年12月に制定されました。

本法律は、税制上の特例等を受けるための計画として復興推進計画、土地利用の再編、許可手続きの特例等を受けるための計画として、復興整備計画、それから復興事業の財源を受けるための計画として、復興交付金事業計画が定められております。当市も各計画が受けることが出来る対象区域に位置付けられているところでございます。その中で復興整備計画は、これまでの事業のためには複数の許可が必要だったものが、復興整備計画に復興事業を記載し復興整備協議会での協議を経て公表されることにより、この複数の許可手続きがワンストップにて処理される特例が受けられることとなっているところでございます。今回審議会に付議しております、石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業は、この復興整備計画に記載し、復興整備協議会での協議を経て農地法による農地転用の許可みなしとなり、東日本大震災復興特別区域法による都市計画決定の手続きを進めることとなりましたということでございます。

資料の3ページ以降にその制度の概要を付けさせていただいております。資料4ページには、今回の特別区域法の対象区域というところが記載されているところでございます。それから、5ページでございますが、今お話しいたしました3つの計画のことが書いてございます。薄い緑色で塗られているところでございまして、まず左側、復興推進計画の作成ということで、この復興推進計画を定めることによりまして個別の規制手続きの特例、あるいは税制上の特例を受けることができることとなっております。本市におきましても石巻街なか再生特区、もう一つが北上食料供給体制強化特区、この二つの推進計画について3月5日に申請しているところでございます。それから、緑色の箱の真ん中でございませ

て、復興整備計画の作成、復興整備計画を作成することによりまして先ほどから説明しております土地利用の再編に係る特例であるとか、許可・手続きの特例を受けることができるということでございます。本日お諮りする案件も、この整備計画に則って進めているところでございます。それから右側の緑色のところですが、復興交付金事業計画の作成、これにつきましては、いわゆる復興交付金を受けるための計画書を作成するというところでございまして、1月の申請分としてこの間も報道されておりますとおり、116億7654万6千円の内示をいただいているところでございます。さらに後ろの方には、参考資料を付けさせて頂いておりますのでご覧いただきたいと思います。

2ページの方にはこの復興整備計画策定の流れを書いております。復興整備計画案の作成によりましては、住民公聴会等による住民の意見の反映ということでございまして、本日お諮りする案件につきましては、昨年11月23日に地区の説明会を開催しているところでございます。

それから、復興整備協議会これは平成24年2月17日に国、県、それから各市町村の首長さん25名で開催され了承をいただいているところでございます。市町村決定の欄でございしますが、この案の公告の縦覧につきましては2月24日から3月9日の2週間縦覧に供しているところでございます。それから、本日お諮りする市町村都市計画審議会ということでございまして、それを経て復興整備計画の公表が3月下旬に予定されているというところでございます。

簡単ではございましたが、復興整備計画の説明について終わらせていただきます。

【李会長】 ただ今の説明についてご質問等ありませんか。

【佐藤克英委員】 北上川下流河川事務所の佐藤でございます。1点、復興整備計画について確認的質問でございますが、今回この手続きを経て復興整備計画の公表は3月9日と言うふうに先ほど説明伺いましたが、整備計画に関する詳細の計画が詰まってくるのもあるかと思いますが、その場合は復興整備計画の変更の考え、例えば、市の方で計画されている都市計画道路あるいは県道の事業等が具体化する時にその都度、復興整備計画の改訂が可能な仕組みになっているかどうか、確認させていただきたいと思っております。

【後藤基盤整備課課長補佐】 今回の復興計画におきましては、今後さまざまな都市計画の変更等が必要になってございます。その必要な度その協議会を開催し、復興整備計画を変更していくというようなことで対処することとなってございます。

【佐藤克英委員】 わかりました。ありがとうございます。

【李会長】 そのほか質問ありませんか。

【佐々木源委員】 先ほどの説明資料5ページで、復興交付金事業計画の作成ということで1月申請分が116億円という事でございました。これというのは非常に査定が厳しかった

とか聞いていますが、今後、今年度分として更に積み増しするような計画もごございますか。

【大塚復興政策課長】 まず、1月分につきましては、住環境の整備を重点にということで災害公営住宅あるいは防災集団移転事業、土地区画整理事業といったところに重点配分されたと聞いております。もちろん次は3月末への申請に向け、そういった事業を含めまして申請をしていきますし、それで終わりという事ではございませんのでその都度、熟度が高まったものは申請を行って進めさせていただきます。

【李会長】 よろしいでしょうか。他の方の質問はありませんか。

では、続きまして議題第1号議案であります、石巻広域都市計画土地区画整理事業の決定について、事務局より説明をお願いします。

【近江基盤整備課長】 議案書1ページをご覧いただきたいと思います。

本日、ご審議いただきます議案はこの第1号議案1件でございます。議案の内容を説明する前に、施行区域の位置をご説明させていただきますので6ページをお開き願います。

今回、決定しようとする施行の位置につきましては赤色で枠どりした箇所でございます。三陸縦貫自動車道 石巻河南インターチェンジの西約500メートルで本線の北側で、蛇田中学校付近の市街化区域に隣接した市街化調整区域となっております。

5ページをご覧願います。今回、ご審議いただきます施行区域を表した図面でございます。施行区域を赤線で示しておりまして図面の下が南側となっております。この南側の施行区域の所に三陸縦貫自動車道が通っておりまして、右側に蛇田中学校と表示してあるところが市街化区域となっているところでございます。

それでは、1ページにお戻り願います。先ほどご説明いたしました、施行区域をもって今後実施しようとする事業の計画書でございます。名称は、「石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業」面積につきましては、約46.5ヘクタールでございます。公共施設の配置につきましては、幹線道路として都市計画道路 新大塚菰継線が既成市街地と当事業地との間に配置されておりまして、地区内には準幹線とさらに公園、緑地、上下水道を整備して良好な住環境を備えた住宅地の整備を行おうとするものでございます。事業を実施する理由でございますが、今回の震災で家屋を流された方々、今回の災害に強い街づくりの復興計画におきまして、家屋の移転を余儀なくされた釜・大街道地区、南浜・門脇地区等にお住まいの方々の移転先の住宅団地として速やかな生活基盤の形成と新たな市街地の総合的な整備を行うため、土地区画整理事業区域約46.5ヘクタールにより事業を行おうとしているものでございます。

2ページをご覧願います。今回、都市計画区域として定める区域でございます。種類は石巻広域都市計画土地区画整理事業、名称「石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業」であります。区域につきましては、石巻市蛇田字新沼田、同字新立野及び同字新金沼の各一部となっております。

3ページをご覧願います。ここでは、参考として本事業の概要を記載しております。施行後の土地利用といたしまして、地区の人口が約3,020人、宅地面積につきましては、

305, 600平方メートル確保して平成26年度から移転者の方々の住宅建設が可能となる整備目標としたところでございます。

また6ページには参考として、施行後の土地利用計画図を添付してございますのでご覧いただきたいと思っております。

次に、今回の縦覧者でございますが2月24日から3月9日までの2週間の間、縦覧に供しましたところ9人の方がいらっしゃいましたが、意見書の提出はありませんでした。このことから被災者の恒久住宅の確保と速やかな生活再建が図られるよう、土地区画整理事業による一体的な公共施設整備等を行うため、5ページにありますように計画図のとおり施行区域を設定して考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【李会長】 ただ今、第1号議案について事務局よりご説明がございましたが、ご質問等ございませんか。

【高橋長一郎委員】 今、第1号議案の説明をされましたけれども、私も蛇田の住民でございます。たまたま津波には、ほとんど被害はなかったということで大変被害にあったところを、私も見ましたけど本当に悲惨だったということで大変この事業に関しましては、関心を持っている一人でございます。私もたまたま農業委員会と言うような事で、ちょうど震災後色んなその農地の転用、いわゆる土地を求めて約1年間で400件程出されております。これはどの地区が多いかと言いますと半島の方が大半でございます。そのほかに門脇、市外の方も若干入っております。それで転用の場所ですけれども、やはりあのどうしても被災された方はですね、そんなにお金に困っている方、要するに高い土地は買えないとはっきり言いますが、それで旧桃生町、旧河北町、旧河南町、この旧石巻に比べれば比較的安い土地、そういう農地を求めて、約400件程転用をかけました。今回は、被災のためですね、国の方で特例と言うような事で第1種農地を除く第2種、第3種農地を速やかに提供するという事で、農業委員会も大変な仕事を業務をやってきました。これは石巻、雄勝、沿岸、気仙沼、志津川、これも石巻以上に高台に土地を求めている。これが現状でございます。ですから私は特にこの蛇田地区が、こういう形で提供するというような事に関しては、大変心から応援をしたいという訳でございます。それは、26年度開始と言う事でございますけれども、出来るだけ早くにお願いしたい。ただひとつ要望ですけれども、ここは田んぼでございます。私は、ちょっと関係ないですけれども蛇田土地改良区の役員でもございます。それで要するに契約が遅れても、本来は3月で契約を済ませば賦課金を納めなくてもいいんです。それが4月にずれ込みますと土地改良法で賦課金をもらわなければならないんです。金額にして12,600円これは作付けするしないに関係ございません。そういう事で、できれば早く忙しいのは分かりますけれども、そういう部分に関して出来るだけ早めの対応をして欲しかったと思っております。それも要望ですけれども計画としては諸手を挙げてですけれども、それ以前の問題として、もう少し対応の仕方を早め早めとして欲しかったのが要望と同時にこれからも一生懸命、これに向かってひとつ頑張りたいというふうに思います。

【李会長】 今の質問に対して事務局では説明とかご意見とかありますか。

【近江基盤整備課長】 対応の仕方を早くという事のご要望がございました。我々につきましても、地権者の皆様と話し合いを進めて出来るだけ早く用地買収出来るように進めて参りますので、なおのご協力を宜しくお願いいたします。

【李会長】 他の委員の方の質問ございませんか。

【石森市雄委員】 まずこの宅地ですけれども、地権者との話し合いがどの程度進んでいるのかこれが1点と、この地区の人口予想ですけれども3,020人、これの根拠はアンケート等をとられたのかどうか。それから3点目ですけれども、先ほど、高橋委員の方からも出ました、半島の方からも旧市内の方に避難というか、仮設に入っている方あるいは県の賃貸アパートに入っている方の中に旧市内へ住まいを求めたいという方もかなりあるんですけども、ここの利用として子供たちの通学あるいは病院、お年寄りの皆さんの介護とあるんですけどもこういう方々は蛇田地区あるいは、もう1か所渡波地区ございますけれども、こういうところには入ることが可能なのかどうかその辺を伺いたいと思います。

【李会長】 事務局お願い致します。

【近江基盤整備課長】 まず、第1点目のどのくらい買収の方が進んでいるのかという点につきましては、この地区につきましては、ほぼと言ってよいと思いますが、残り一人二人の微調整が残っている程度でございます。その分母につきましても約200人近くの地権者がおりまして、その辺のところは一人ひとりの微調整が残っている状況でございます。

2点目の人数の根拠でございますけれども、これにつきまして一旦アンケートをとった段階で蛇田を予定いたしました川から右岸側といいますか、門脇から大街道にかけて、ここに来られるというふうに来た方が2,100名の方でございます。今回その内、この面積で想定できる方が1,600名という形で今回整理させていただいて、なお、下の区域の方について、今行っている買収のほう、土地の交渉を続けて更に拡大したいというふうにご考えてございます。

そして3点目の方でございますが、半島から旧市内に住まいを求めたい、蛇田または渡波というところがございますが、現在のところ、旧市内の移転という事で人数の方は我々想定してございます。なお、今後詰めて行った中で半島の方のどうしてもスケジュールが早いという部分もございますし、市内の方の合意形成ももっと詰めて行きまして、その中で考えたいと思います。今、委員さんがおっしゃったように防集のルールとしては可能でございますが、被災を受けた方々が言うコミュニティとか地区の人たちの集団移転をお願いしたいというところの、その辺のバランスをよく考えながらルールと照らし合わせながら考えたいと思っております。

【李会長】 よろしいでしょうか。他の委員の皆さんの質問とかございませんか。

【佐々木源委員】 確認ですが3点ほどで、事業手法は石巻市の公共施行ですか。それからおおよその土地区画整理事業の事業費、減歩率とかそういう考え方について説明いただければと以上3点です。

【李会長】 事務局お願いします。

【基盤整備課草刈技術主幹】 まずもって減歩率の関係ですけども、今現在、新蛇田地区の事業計画あるいは土地利用計画につきましては議案書に添付させていただいております土地利用計画の案をもちまして色々事業計画を詰めている状況でございます。参考資料としまして議案書の3ページに事業の概要、現況の土地利用の面積、整備後の土地利用の面積、こちらの方の面積がここまでは出たものですから公共減歩といたしましては、約28%というような減歩率までは算出しております。そうしまして、もうひとつの減歩でございますけれども保留地減歩というものがございまして、こちらは、今後の各資金計画、収入源であったり、あるいは公共施設整備費の支出面を踏まえまして算出するものですから、保留地減歩はこれからの算出になるもので、合算減歩というものはまだ定めきれない状況です。そうしたところによりまして、総事業費もまだはじききれない状況になりまして今後、関係機関と協議進めながらそういった事業費関係の精度をあげていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。もう1点のご質問で施行が公共団体施行、市施行という予定でございますが、やはり今回は被災をされました市民の皆様が新しい住まいの造成、工事ということになるものですから、組合施行ではなく公共団体施行によりまして円滑かつスピーディに、いくらでも事業を進めるという意味でも公共団体施行というものを考えまして今回提案させていただいている状況でございます。

【李会長】 他の議員の方の質問とかありませんか。

【平塚恭子委員】 すごく基本的な事で分からないので質問するのも、ためらわれたのですが、区画整理事業というのは代替地になるのですか。それとも買うのですか。どういうことなのかが、よく分からないのですけれども。土地を失った人たちのために、ここを用意するけど買って下さいなのか、代替地というか、等価交換で自動的に入れるのか。あと先ほどおっしゃった釜地区、大街道、門脇の方を対象という事でしたが、その辺の選定の理由というのを教えてください。

【李会長】 事務局お願いします。

【近江基盤整備課長】 ご質問にありました代替地なのかということと、大街道、釜地区の選定理由でございます。まず、代替地ということになりますが、ひとつ代替地と言う事よりも、今回このふたつを一緒に喋らせて下さい。今回この人達がどうしてこちらの方に移動しなければならないのかと言いますと、海岸で一回津波から守るという事に、国、県が決めた施設では今回の様な大津波から守りきれないという事で、少し陸側の幹線道路を高くして

多重で今回のような津波から何とか守ろうというような津波防災計画を作りました。その点で海岸から少し陸側の入った高盛土の間については、土地利用については住むことはちょっと勘弁してもらおうということで、ここにいる土地の人達について住まいができないので内陸の方へ、集落の方でいえば、よそに住んでいた人はちょっと高台の方に移動してくださいという事業でございます。その事業によりまして今回の蛇田に土地を造成するということになりました。それについては、その土地については借りていただくか、または買っていただくか2つから選択をしていただくようになります。このような形で今回の事業、そして田んぼと言う事もありまして市街化調整区域と言う事になりまして整備手法として、この公共側で施行するという市街化調整区域を施行できるのは、市役所で出来るという事で公共施行をもって造成すると造成が終わった後にこの人たちに移動して頂くというようなかたちです。

【平塚恭子委員】 わかりました。借りの場合とか、買う場合とか、また特例として色々また変わるのでしょうか。何かケアがあるとか、安いとか高いとかも含めて実際に変わっていくのですか。

【李会長】 事務局お願いします。

【近江基盤整備課長】 この間、発表させていただきました従前地の価格について、今後については今後造成されて出来あがった土地の評価というものをさせていただいた上で、借地料とか分譲価格をご提示させていただくということになります。この中でご選択して頂ければなど思っております。

【平塚恭子委員】 わかりました。

【李会長】 では、他の委員の方からの質問はございませんか。無いようですので、それではお諮りいたします。原案どおり承認することに賛成する委員の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手)

【李会長】 満場一致により本案については原案のとおり承認されました。以上で議事に掲げました議案は終了した訳でございますが、その他事務局から何かございましたらお願いいたします。

【事務局：今野都市計画課長】 特にございません。

【李会長】 委員の皆様から提案とかございませんか。

【西條正昭委員】 ただ今は1号議案承認されました。一日も早く震災前の生活に戻れるようにと言う事で大変有り難く思っております。それで私の方から提案でございますが、都市計

画そのものの全体を見直すべきではないのかなと思っております。なぜかと言いますと、先ほど会長の挨拶の中にもありました阪神淡路の震災後も一年も経ってから色んなハードルがあったということで、私もそのとおりだと思っております。色んな、これから復興をスタートするにあたって、色んな規制がかかってなかなか自立、独立が難しい状態になっています。この4ページの中にもあるように工業地域とか準工業地域それから住宅地域色々ありますが、国道沿いとか県道沿いで、この辺ですと一般的にみまして色んな物を建築してもいいのかなと思っておりますが、なかなかルールがあって駄目だという事でその辺の、規制の緩和を求めながらこの計画の全体像を直すべきではないのかと思っております。例えば、国道108号線沿いの蛇田から須江のしらさぎの団地の方に行く道路の沿線上もなかなか規制がかかって許可が下りないというところもありますし、また下釜、上釜の高盛土沿線の白塗りの所とか、渡波の方の第二種住居地域とか工業地域の中のその間なども準工業地域に規制を変えてもらえれば、色んな物が立てることができまして、その地域の活性化にも大変繋がるのかなと思っておりますので、全体像を見直して頂ければと思います。

【李会長】 ありがとうございます。実は、他の委員の方から提案がなければ、私から提案したいと考えておりました。そもそも審議会という審議という意義を皆さんご存知でしょうか。審議と言うのは、あるものに対して詳しく調査して検討してそのものの善し悪しを決めることがこの審議会であります。では、しかし皆さん今日初めてこの場に集まって事務局からの説明を聞いて我々はこれを議決した訳であります。これからは、今、西條委員が提案したとおり、なお円滑に正確に公平に、しかし迅速に行っていくためには、我々がもっと勉強して審議会としてではなく石巻地域の被災者、地域の住民の一人として、色々意見交換を行っていく必要があるのではないかと考えております。ですので、これを機に皆さんに私から一つの提案をさせていただきます。これから都市計画審議会は、ふるさとづくり審議会と言うふうに考えてほしいです。我々が審議会を行って議決した事は、そのとおりに実行していく訳であります。こういった結果は今すぐではなく50年後100年後の、我々の後世がこの街に住む時、どういった影響を及ぼすのかまでも考えなければならないと思っております。ですから、子供達が誇りを持って石巻を故郷として、愛するそういった街を皆さんと一緒に議論し、つくって行きたいと考えております。これからも、皆さん多忙な日が続くと思いますが、ひとつご協力のほど宜しくお願いいたします。私からは以上でございますが他の委員からのご提案とかありませんか。

【佐藤克英委員】 今、会長のおっしゃるとおりの事だと思います。それに関連してですね、今後の是非スケジュールを市として、次の都市計画決定、この審議会ではどういった事を審議をいつ頃予定していて、それに向けてどういう調整を今お考えになっているか、そのようなお話を情報提供して頂いて、今回、事前に議案を送って頂いていますが、議案の背景を初めてこの場でお聞きするという状況になっていますので、今、会長がおっしゃったような趣旨を活かしていくとすると、少し前広に情報を事務局からもご提案いただいたらよろしいのではないかと思いますので提案させていただきます。

【李会長】 事務局の皆さんも大変だと思いますが、事前に資料が用意できなければ、こういった場で少し意見交換をしながら情報として提供してくださるようお願いいたします。それでは、これもちまして審議を終了させていただきます。本日も協力いただきまして誠にありがとうございました。

【事務局：木村技術課長補佐】 以上を持ちまして、本日の「第6回石巻市都市計画審議会」を終了させていただきます。

終了 午後3時